

Zenkoku Aozeiien

前田執行部集大成!!

主月税連

- 171
- 172
- 173
- 174
- 175
- 176
- 177
- 178
- 179
- 180
- 181
- 182**
- 183
- 184
- 185

July.15.2019 No. **182**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

Content

会長退任挨拶 ————— P.3~4

この一年を振り返って、感謝の一年 — 会長 前田 信哉

各部長一年間を振り返って ————— P.5~8

日本税理士会連合会執行部との懇談会 — P.9~13

法対策情報 ————— P.14~16

法対部活動報告 ————— 法対策部部长 鈴木 茂和

会長退任挨拶

この一年間を振り返って、 感謝の一年



会長 前田 信哉

1 はじめに

月日は経つのは早いもので、広報誌で退任の挨拶をさせていただく時期となりました。現段階では任期満了まで2カ月残しているのですが、退任にあたり一言ご挨拶させていただきます。

一昨年の暮れに坂井昭彦会長等推薦審議委員長より会長就任の要請を受けたものの、平々凡々な自分には務まらないと当初はお断りをしていました。しかし、坂井委員長の熱意に根負けし、今まで育てて頂いた青税に恩返しすべく、この大役をお引き受けすることにしました。就任受諾後、半年間は全国青税50年の歴史を勉強しました。勉強には50周年記念事業で作成した「全国青年税理士連盟五十周年記念サイト (<http://aozei50th.com/>)」が大変役に立ちました。特に過去の広報誌を読んでいると、あたかもその時代にタイムスリップしたかのような感覚になりました。諸先輩方の苦勞を感じる事ができ、徐々にその大役を引き受ける事への緊張感が高まってきました。そんな中、執行部がスタートし全力投球してまいりましたが、一年間はとても短く、

やりたかったことの半分すらできなかつた感があります。しかし青税は一年ごとに執行部を入れ替えることに組織の活力の源泉があります。事業の詳細については総会議案書に記していますので、主な事業に対する個人的な感想なども記載しながら、一年間を振り返っていきたいと思います。

2 消費税について

平成26年4月に税率が8%に引き上げられた消費税ですが、当初はその一年半後の平成27年10月に10%に引き上げられる予定でした。しかし、2度にわたり増税が延期され、増税まであと1年を切った平成30年10月15日の臨時閣議において、安倍内閣総理大臣より、消費税を翌年10月1日に8%から10%に引き上げる方針が表明されるとともに「軽減税率の実施に向けて、準備に遺漏無きよう」お願いする異例の発言がありました。当連盟では8月より法対策部を中心に準備をしていた「消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める緊急意見書」を即座に提出するとともに、「消費税率の引き上げ、消費税の複数税率導入に反

対する」署名活動にも取り掛かりました。税制改正大綱の発表前までに署名を集めて、各議員に働き掛けたいということから約1カ月という短い期間ではありましたが、8,000を超える署名が集まり自民党・立憲民主党等の各政党に陳情および衆参両議院に請願を行いました。急なお願いにもかかわらず、一人で多くの署名を集めて頂いた会員もおり、会員の皆様には改めて御礼申し上げます。

昭和から平成へ変わった30年前の広報誌を見返すと、当時の増田恵一会長が「この一年間を振り返ってみると、まさに消費税に明け消費税に暮れようとしている一年であった。」と回想されています。デモ行進、街頭演説、ピラマキなどかなりの活動をされていることがわかります。平成から令和に変わったこの一年も、消費税は全国青税の活動の中心でありました。しかし、現在の全国青税の役員は消費税が導入された以後に税理士登録をしているのが大半で、消費税は業務や生活の一部に入り込んでおり、30年前の状況と少し環境が異なるのかもしれませんが、その為、今回の消費税の活動についても理事の中でも大きく意見が割れました。「複

数税率導入には反対だが、税率引上げはやむを得ない」という意見や「複数税率反対、と謳うと税率引き上げを容認したことになる」という意見も多数ありました。しかし、消費税は担税力に乏しく、逆進性の問題も内包するため基幹税とすべきではありません。全国青税は、国民のための租税制度の改善を目的に掲げており、従来の意見書の通り、「消費税率引き上げ及び複数税率導入に反対」とすることにしました。

残念ながら、現時点では「税率の引上げ、複数税率の導入」を阻止する事はできておりませんが、今後も粘り強く「国民のための租税制度の改善」を訴えていくことを期待しております。

3 組織活動について

最盛期には14の単位青税が加盟していたのが現在では9つまで減り、会員数も20年間で2割以上も減っていることに非常に危機感を覚えました。過去、全国青税に加入していた地域の青税にコンタクトをとりましたが、現状を変えるにはいたらず、難しさを痛感いたしました。全国青税の会員数が減少しているということは、各単位青税の会員数の減少を意味し、小規模な単位青税においては、その運営を少数の限られた人員で回していかざるを得ない状況が続く、今後全国青税の行事に参画していくことが難しい状況も出てきています。

そのような危機感の中で、本年度は組織部の中に全青組織検討委員会を立ち上げ、全国青税

が今後も発展していくための組織の在り方について検討を行いました。前年度の全国青税運営会議を引き継ぐような形で全国青税の運営に関するアンケートを各単位青税の役員までを対象に実施致しました。このアンケートをもとに特に全国大会・秋季シンポジウムについて、その開催方法・予算・運営方法について検討を行いました。

全国大会は、全国の青税会員が一堂に集まり、当連盟の理念と連帯を再確認する場であり、秋季シンポジウムは、日頃の理論研究の成果を発表し、自己研鑽と会員相互の親睦を深める場であるという共通認識は持ちつつも、厳しい財政状況や開催単位青税の負担増を考えると、何かを変える時期に来ていると感じました。全国大会の時期や開催スパンを変更する事は現実的ではありません。一方で、秋季シンポジウムについては、論文作成については従来通りの方法をとりつつ、発表形式について簡素化や、翌年の全国大会時に発表するなどの案が出されました。

いずれにしても全国大会と秋季シンポジウムは、全国青税の2大行事であり、その規模を縮小してしまえば、組織としての魅力を失い、結果的に組織力が減退するという負のスパイラルに陥ってしまいます。負担を抑えつつも、組織としての魅力を発信し、組織力の向上へ繋げられるように、今後も知恵を絞って頂けることを期待しております。

4 その他の活動について

その他にも次期税理士法改正へ向けた研修会の開催、納税者権利憲章パンフレットの作成、マイナンバーに関する実態調査などの法対策活動や、韓国税務士考試会との交流、台湾の税理士制度の情報収集といった国際部の活動、インターネットによる緊急審議についての内規の作成、役員同士のテレビ会議の実験など、その都度各部各委員会の役員の皆様のご協力を頂き、なんとか事業を進めることができました。

5 おわりに

税理士試験合格の翌年に神奈川青税に入会してから13年が経ちました。先輩に（無理やり）誘われて参加した初めての全国青税の理事会では、全国から集まった論客たちが喧々諤々に議論をしている中、何を言っているのか理解できない自分を恥ずかしく思うとともに、知らない人ばかりの懇親会では居心地の悪さばかりの印象でした。そんな自分が全国青税の会長をするとは夢にも思いませんでしたが、一年間なんとか会長職を全うできそうなのは、自らの役割をしっかりとこなして頂いた優秀な部長委員長の皆様や理事の皆様、各単位青税の代表の皆様のおかげです。そして温かく見守って頂いた全国の会員の皆様のご支援にも感謝いたします。

最後になりますが、次期執行部に対しても変わらぬご支援をお願い申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

一年を振り返って



総務部

部長 長谷川 勝 義
(神奈川)

総務部長の就任時には、どうなることかと自分を心配していましたが、皆様に支えられてなんとか職務を果たすことができました。その中でも、事務局の契約更新は、短期間で契約内容を見直す必要があり、諸先輩方の助けをいただき、なんとか更新したという感じでした。

また、総務部の特徴としては、青税歴の長い委員長が大勢いることで、非常に勉強になりました。

た。そして、その委員長の活躍により50周年記念誌を発行することができました。

そのほか、当初は理事会の会場手配・事務局運営・全国大会議案書作成などの裏方仕事は総務業務の中心と置いていたのですが、これらに加えて、緊張の中で事業計画を読み上げた全国大会、自分の高所恐怖症がバレた税務士試験会定時総会出席のための初韓国、日税連執行部と

の懇談会などの表舞台にも参加し全国青税でないと経験できない貴重な時間を過ごしました。そして、何より全国の多くの仲間と知り合うことができたことが最大の財産となりました。

最後に、全国の理事、単位青税の代表の皆様、1年間、本当にありがとうございました。



経理部

部長 戸 塚 留 名
(東 京)

2018年度の経理部長をつとめさせていただきました東京青税の戸塚留名です。

昨年8月の就任後の預金口座の名義変更手続を皮切りに、期日厳守の振込や全国の理事の方々から送られてくる会計精算書の内容確認等に戸惑ったこともありました。時には経理規程を確認し、また会長や総務部長、歴代経理部長のみなさまからのアドバイスを頂戴しながら、お

かけさまで無事に一年を終えることができそうです。

自分では思いもよらなかった役職を経験させていただいたことによって、全国青税の活動や全国青税の収支状況をより深く知る機会を得ることができました。そして、貴重な会費が真に国民のための税理士制度の確立のための意義ある活動に使われていることを認識いたしました。さらには、諸先輩が築き上

げられた青税の素晴らしさをあらためて実感する一年ともなりました。

最後になりましたが、多くのみなさまに大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。あわせて、事務局の山縣かおりさんにもお礼申し上げます。



研究部

部長 大竹 光 男
(埼玉)

一年前、全国青税の主要な事業のひとつである「秋季シンポジウム」の纏め役として研究部長を仰せつかりました、

研究部長は、一年間は研究部長として準備をし、その後の半年は「秋季シンポジウム実行委員長」として残る立場です。したがって、長期にわたり「秋季シンポジウム」の運営に携わることになります。

秋季シンポジウムは、全国の各単位青税が全体テーマをもとに、それぞれのテーマに沿った

研究をしたものを発表する場です。2019年の秋に埼玉で行われることになり、その取り纏めとして一年をかけての準備をしてきました。各単位青税の皆様が、日頃の研究を遺憾なく発表出来るように会場選定などを十分吟味しながら準備を進めている段階であります。

これから各単位青税の方々が、本番に向けての準備が本格化するかと思えます。どの事業にも共通して言えますが、各単位青税のご協力なくしては、事

業を成功させることは出来ません。また秋季シンポジウムという事業で、共通のテーマを研究することにより、それぞれの単位青税及び全国青税の結束を強く結びつけるものと信じております。

最後まで皆様のご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



組織部

部長 森 岡 崇
(近畿)

皆様、こんにちは。1年間組織部長をさせて頂きました近畿青年税理士連盟の森岡です。

今回1年を振り返ってという事で、原稿依頼を頂きましたが私が組織部長としてした事といえば10月に日本商工会議所青年部との懇談会の取りまとめ、同じく10月に広島青年税理士クラブとの懇親会に出席したりと行事としては数える程度だったと思います。その他と言えば岡山県青年税理士クラブと連絡を取り合ったこと等です。

今年度組織部では全国青税の組織検討委員会というものがあり、この取りまとめに委員長の三谷智会員が大変だったように思います。私自身が特に大変な思いをしたという事もなかったのですが、組織活動は今後も重要になってくると思います。派手さはないですがコツコツと活動しなければなりませんのでそういった意味でも次年度以降重要であると思います。1年間色々ありましたが皆様のおかげで何とか乗り切る事ができました。

本当にありがとうございました。



厚生部

部長 安藤 宣貴
(名古屋)

厚生部長の役を頂き早いもので1年が経ちました。まずは各单位青税のみなさん会場の手配などご配慮いただきありがとうございます。厚生部長として理事会後の懇親会にて司会をさせて頂きました。顔と名前は覚えて頂けたでしょうか。会場によってマイクがあったりなかったりでしたが、そんなことは関係なく私の声は恐らく届いていたと思います。声が大きいというのが私の個性があり、この役職にはとても活かせたので

はないかと思います。逆に「うるさい」と結構言われましたがそれも真剣にお役目を果たするという気持ちの表れですので、ご容赦ください。司会進行は下手で申し訳ないですが、そこも皆さんに助けられ無事に役を終えそうです。みなさん、温かく見守って頂きありがとうございます。

前田会長をはじめ役員、会員のみなさん1年間ありがとうございました。

最後になりますが、組織です

ので新たに活動する新入会員を途切れないようにしないとイケないですね。今後も懇親会を行うことで、新入会員が参加しやすくなれば良いと思います。また、初めて参加しようかと思う会員の方もこのように馴染みやすい環境を作っていきますので是非ご参加ください。



法対策部

部長 鈴木 茂和
(東京)

一年間法対策部長を務めさせて頂きました東京青税の鈴木茂和です。法対策部会はここ数年、理事会開催日の午前中に毎回行っており、本年度も昨年度と同様に行いましたが、私自身病気や怪我もなく、一年間のお役目を全うすることが出来そうで一安心しております。

本年度、法対策部は税理士制度対策委員会、税制対策委員会、納税環境整備委員会の三名の委員長とともに活動をしてまいりました。法対策部の活動報告は

別項目で書かせていただきましたが、藤原功子委員長、海老名洋明委員長、山田隆一委員長のおかげで積極的な活動ができたと思っております。毎回の部会準備、理事会での報告等、そして意見書等の提出と大車輪の活躍をしていただいたことに深く感謝申し上げます。また、部員の皆様も朝早くから参加していただき、積極的に意見を出していただき誠にありがとうございました。本年度は、例年にない活動として署名活動を行いました。

た。限られた時間の中でどれだけ集まるのか不安でしたが、各单位青税の代表者を中心に数多くの署名を集めていただきありがとうございました。皆様に支えられて、この一年たいへん貴重な経験をさせていただくことが出来ました。一年間ありがとうございました。



広報部

部長 山木田 篤 則
(岐 阜)

思い返せば約1年前の総会、あのおそ暑い中、スーツを着て皆さんの前でご挨拶をさせていただいたことを、まるで昨日のように感じ、「これから長い1年が始まるな…」と少し不安な気持ちでスタートした当時を懐かしく思います。

そのような気持ちでスタートした広報部長という大役でしたが、10月、2月と順番に広報誌作成のお手伝いをさせていただくなかで、色々な情報の寄せ集めのような資料が、一つの広報

誌として出来上がってき、しっかり出来上がった正本をみて、この役にやりがいを感じていく自分もいました。

しかし、やっと、このような気持ちでやりがいを感じ始めたところですが、残念ながら役を終える時期となってしまいました。なんだかんだで充実した1年となったのも、私の作成した広報誌を楽しみにして下さった会員の皆様、そして作成にあたり貴重なアドバイスをいただいた先輩会員のおかげでご

ざいます。本当に感謝申し上げます。

今後も、全国青年税理士連盟の益々の発展を祈念しております。1年間、どうもありがとうございました。



国際部

部長 太 田 麻 紀
(名古屋)

早いもので国際部長を拝命してから1年が経とうとしています。東京開催の全国大会から始まり、京都開催の韓国税務士考試会との勉強会の開催、韓国税務士考試会定時総会への出席、千葉開催の全国大会及び韓国開催の勉強会の準備を通して、韓国税務士考試会の皆様との交流を深めることができました。部長として至らない点ばかりでしたが、歴代の国際部長の方々がサポートしてくださり、国際部員の皆様が活発に意見してくだ

さり、率先して運営に携わっていただけたおかげで何とか終わることができたと感謝ばかりです。

また、今年度は台湾の税理士制度について研究し、発表させていただきました。韓国税務士考試会との勉強会等を通じて感じるのですが、本だけでは知りうることのできないことがたくさんあります。今回の研究をきっかけに韓国以外の税理士業界との交流を持てる機会があれば、国際部としても活動の幅が

広がるかもしれません。

この1年間は、単位青税だけの活動では経験することができない、全国青税だからこそ経験できた1年だったと感じています。9月には韓国にて勉強会が開催されます。ぜひ多くの会員の方々にご参加していただければと思います。1年間本当にありがとうございました。

日本税理士会連合会執行部との懇談会

平成 30 年 12 月 10 日（月）日本税理士会館

広報部長 山木田 篤 則

平成 30 年 12 月 10 日曜日、日本税理士会館において、日本税理士会連合会（以下「日税連」という）の執行部との懇談会が開催された。

日税連からは、神津会長、小島日税政会長、杉田専務理事、瀬上専務理事、足達総務部長が出席しての開催となった。

今年度のテーマは、税理士制度、税制改正、納税環境整備、となった。以下にその要旨である。なお内容については、字数の制約により要約・意訳をしているところがある旨をご容赦頂きたい。

神津会長：定例の懇談会であり、いつも皆さんのおっしゃることが大変心にグサッと刺さるが、どうか今日も遠慮せずに聞いてほしい。13日に税制改正大綱が発表になるが、トピックスとしては今のところ、事業承継税制のところ資産保有会社等に特定資産会社。改正と話がずれるが、日税連でアメリカの国税制の視察に行ってきた。トランプ税制と日本では言っているが、アメリカ法務当局等ではトランプ税制とは思っていない。アメリカはスピーディーに今後30年間の税制の在り方等について法人税制等を提案しており、それにトランプさんの名前をマスコミ等が勝手に



神津会長

つけたというような評価だそう。地方税制についても我が国のシステムと相当違っていた。今日は、最後の懇親会までぜひとも税制度の講師になってやっていきたいなというふうに思っている。よろしくお願いしたい。

前田会長：神津会長、小島政治連盟会長をはじめ、御多忙のところ私たちのためにお時間をとっていただき感謝。税理士試験の申込者数に関しては受験者数が減っている。その間、税理士の登録者数はそんなに変わらないが、裏を返せば、税理士試験以外の方の登録者数が増えているということでもある。次の税理士法改正の時にしっかりと議論をしていただきたい。また、来年の10月には消費税の10%の引き上げ、そして軽減税率の導入が予定されているが、特に複数税率においては線引きの難しさ、事業者に対しての事務処理の増加とか懸念されるところであり、そこは当連盟でもかねてより主張してき



前田会長

た。その他、我々を取り巻く業界、諸問題が多々あるが、今後とも各界から税理士会にとってプラスになるよう、屈託のない意見交換会になればと思っている。

1. 税理士制度について

藤原税理士制度対策委員長（以下「藤原」）：ここ数年受験者数が減少していることが問題視され、特に若い人に税理士を目指してもらうためにはどうすればいいかということに対する解決策として、受験資格要件の緩和、撤廃について検討されているようだが、もっと本質に迫る必要があるのではないかと考えている。



全青執行部

若者が税理士を目指さない理由は税理士としての職業に魅力が無いと思われてしまっていることが大きいと思われる。ここ数年、国税OBによる脱税事件の影響なのか、若い人の中には税理士業界はブラックな業界で魅力が無いと感じている人もいます。税理士の数が多すぎて、価格競争で顧問料は下がる一方、税理士業界に入っても給料は良くないという人もいます。たとえ若くして税理士になったとしても、その先が暗いと言われていたり、合格発表までに長期間を要することや、不合格となった理由が明確になっていないことが受験生のモチベーションを下げてしまっている。税理士資格の自動付与や税理士試験の不透明差がある中で、魅力を伝えるアピールをし、受験資格を緩和・撤廃して門を開いたとしても、根本的な解決にはならないのではないだろうか。以前、大手予備校の河合塾のパンフレットを見かけたが、そのタイトルが税理士を科目免除で目指すとなっており衝撃を受け

た。若者を増やす方法として、果たして大学院免除の特例をどんどん利用してもらえばいいのだろうか。これらの現状を踏まえたうえで、受験者数減少への対応策のみならず、税理士試験制度のあり方、そして、税理士資格取得の様々なパターンがある点を含め、特に税理士資格取得の観点から機会のこの現状に対する見解と、次なる税理士法改正に向けて目指す方向性をお聞きしたい。

杉田専務理事：制度部を中心として、受験者数の減少についてどう考えるか、検討しているところ。受験者数が減っているのに登録者数が増えているのは、大学院経由で入って



杉田専務理事

こられる方が増えている気はする。資格試験である限り、通り道は一つで皆さん同じ試験を合格して入ってこられるのが筋だということをおっしゃるが、一方で、例えば、税法の3科目をとったから税法のことは分かるというわけでもない。それから大学院を否定されるような言い方が多いが、租税法の勉強をして論文を書き上げて認められてそういうことなので、考えるという訓練であるとか、税法をちゃんと読むという訓練は逆に言うと優れていると考えられる。どこの道を通ってきたってその人その人の能力。それと税理士が魅力ある職業であるということをもっとアピールしてはという意見がありましたけれども、今、広報部を中心にアピールをしているという段階。来年の7月に公表、会長に了解をとっていく。

藤原：11月1日に第1回会合が行われ、Freee株式会社と株式会社マネーフォワードがそれぞれ「税・社会保険ノン

ストップサービスの実現に向けて」及び「認証基盤の整備について」と題し、これらの現状と課題について述べている。当連盟としては、質問検査権の観点と申告納税制度の観点から問題があると考えている。納税者の権利をなく奪することになり、当連盟として、この会合に対する貴会の見解をお聞かせ願いたい。

杉田専務理事：認証基盤のなんだかんだの資料と言って、時の流れ。税務当局が色々な情報を基盤から手に入れて勝手に課税しろよと、税務署がいつでもアクセスでき、調査にいかなくてもいいじゃないですかという営業をかけた提案だったと思うが、おっしゃる通りでこれを真に受けている人はいない。多分、取り上げられない。心配ご無用ということで。

藤原：こういう会社を知らない税理士会もあると思うので、情報を集めて各税理士会に情報を発信して頂くこと、税務に関する専門家という立場から、おかしいじゃないかという見解を述べていただくことが、すごくいいように左右すると思う。

2. 税制改正について

海老名税制対策委員長(以下「海老名」)：来年10月に消費税率の引き上げと複数税率の導入が予定されており、導入まであと1年を切った。また、10月15日の安倍首相からは今回は延期せずに実施する表

明があり、世間では消費時についての関心が高まっている。全国青税は以前からこれらに反対している。日税連の建議書では、単一税率の維持を掲げているが、この立場は今も変わらないか。

瀬上専務理事：やはりそれぞれの会でしっかり話して頂いたことをあげていただき、そういうのをまとめて会長の方に提出する形になるのかなと思っている。今現状ではどうのこうのという話はない。



瀬上専務理事

海老名：全国青税では、10月から11月にかけて署名活動を行った。11月21日に衆議院と参議院長、先日4日には内閣府に署名を提出させていただいた。加えて、安倍首相のコメントをうけ緊急意見書を3日後には出し、近年にならぬ強気な姿勢でかつスピーディーに対応させていただいた。日税連の総会では、他部門との連携とかどうするとかの回答があったが、日税連としてどのような行動プランを考えているのか教えて頂きたい。

瀬上専務理事：法律でとおっているが、問題点として捉えて

いる。

前田会長：消費税の件で、自民党の中に、軽減税率については反対だという人がいるということで、今、予算のことがあるのであまり変えられないけれども、例えば法が施工された後でも、またそれを廃止ということも可能ではという風を感じている。仮にこのまま施工されたとして、今の政権、自民党は変わらないとしても、引き続き活動をしていただきたいというのが私の願い。

海老名：社会保障経費を支えるのは消費税であると、神津会長は述べているが、複数税率が導入されると、本税の10%をさらに引き上げる必要が増してくると思うが、今後からさらに税率を引き上げることに、どのようにお考えか。

瀬上専務理事：軽減税率をやめたいというのは我々の考え。制度としてはまずはそちらが先でしょというのが本音。

海老名：そのあと、2%分が不足するから、本税を12%にしようとか15%にしようとかいう話も、ゆくゆくはそうなるのだろうと。今回の税率の引き上げも短期間に5%から10%に上がったので、また10年しない間に12%とか15%とかいう話にもなるだろうと、そういう見解を教えてください。

杉田専務理事：それは基本の税



小島日税政会長



足達総務部長

率の話。消費税は何%が良いのかというのを全国民に示したうえで、民意を問うというのが基本なわけで、税理士が税務申告をしているからどう考えますかと言われても、今は辛い。最終的には日本の税制は国民が決めるという仕組みにいるため、全て民意が決めるという事。

3. 納税環境整備について

山田納税環境整備委員長（以下「山田」）：納税者権利憲章は納税者が納税者として当然に有する権利を平易な言葉で示すことが、納税者意識の向上と、申告納税制度の更なる発展につながるものと考え、早期に納税者権利憲章を作成・公表すべきだと思うが、いかがか。また、この一年動きはあったか。

瀬上専務理事：この納税者権利憲章については民主党の政権の時、うたっていた。ところが、納税者権利憲章はなくなり国税通則法だけが残っている。ただ権利だけをいうのではなく、権利と義務両方を書くというのが義務であるため、もし権利憲章ができたと

しても納税者の権利と義務、そう書くべき。

山田：具体的な動きというのはこの一年では難しいのかもしれないが、我々としてはこの動きがあまり活発ではない、優先順位が高くないのではないかと考えるところであるが、どうお考えなのか教えて頂きたい。

瀬上専務理事：そんなに何個も陳情できないから重点項目を優先するわけで、与えられる時間は10分もないわけで、最重要項目から優先的に話す。

山田：かねてから全国青税としては納税者の権利を保護するという立場で、ご検討して頂ければと考えている。

近畿青年税理士連盟として4月にエストニアに訪問した。IT活用により効率化に優れている国で、繰り返し作業はAIに代替され、人間は付加価値を踏み出す仕事に従事する仕組みとなっている。生産性が向上し国民の余暇が2週間増えた。X-roadという情報の連携基盤があり、電

子IDカードで自身の個人情報や納税記録、医療情報、電子処方箋が確認できる。一方、カードには住所氏名番号位の情報しかなく、悪用されることはほとんどなく、厳しい罰則を備えて、ログを調べることもできる。日本においても、2019年1月より、スマホによる申告が可能。年末調整についても、マイナポータルを活用した順次オンライン連携の仕組みを整備するということである。「納税者利便の向上」を大義に、マイナンバー制度の拡充を含め、徐々に個人間取引や資産状況などのセンシティブ情報を国が管理していく可能性も出てくる。何故なら、国から見た徴収コストを大幅に削減できるから。また、支払調書やマイナンバーのより一層の拡充も検討されており、経済活動のグローバル化、多様化（シェアリングエコノミー、雇用契約から請負契約へ）に対応などメリットも多いが、我々税理士も、自動作成された申告書が本当に正しいのか検討する必要があるし、マネーフォワードやFreeなどのフィンテック会社の動向にも注視する必要がある。また、ICT弱者への支援、税の執行面や財政面に興味をもたらすため、租税教育の拡充など、税理士が国と納税者の橋渡しをより鮮明に行っていく必要、動きをしていく必要があると考えるが、そのために納税者権利憲章もセットで考える必要があると思うが、どうか。

杉田専務理事：エストニアの話

が出たが、税理士がいなくなった国と言われているが、税制が全く違う。簡単だから税理士制度がそもそもいらぬ国。法人成して配当しなければ永遠に課税されないから税理士制度が必要ではないという国。逆に、単一税率でずっとやっているの、貧富の差がすごく激しくなっていて、法人税もこのままでいいのかという議論もあり、税率制度ができるかもしれない。エストニアのようにITが進んだ国は税理士制度がなくなるというわけではないことをちゃんとっておいてもらいたい。また、フィンテックに対してどう接するかというと、それは我々がうまく利用する側に回るしかない。

瀬上専務理事：今のAIの話で税理士業がどう影響をうけていくのか、今、国際税務情報会で、3つほど課題が与えられている一つに、AIに伴い税務行政というところで調査を始めているところ。今

年は米国に調査に行っている。去年はニュージーランドに行ってきたが、モデルは非常に素晴らしい。IT化を進めていくと納税コストがどんどん下がっていく。そういう国々を今調べて、IT化ということを経済情報会調べているという状況。

鈴木法対策部長：10月19日に消費税率引き上げのコメントを出されていて、その中に、消費税は基幹税であるという書かれ方をされているが、私どもとしては、消費税が基幹税というのはどうなのかという意見を述べさせていただく。こう言った状況で、所得の再分配ということには消費税は、今までの法人税所得税等に比べていいのかなと。消費税が基幹税というのは違和感があるのかなと。これについてご意見等を聞かせていただけたらと。

神津会長：消費税が基幹税というのは、税収の関係では所得

税と同じような税収があり、今後所得税との地位が完全に逆転するだろうと。その中で消費税に頼っていかうという、ある意味、大切な税であることは間違いのないことで、その税金の動きについて、コメントを差し上げた。この国は一千超の大借金大国であって、そういう負債をどんどん次の世代に先送りしていく制度について、やはり税収をあげるというのも一つの使命。苦しい選択だが、増税も必要だという立場をとりながら、この国の体制をこれ以上借金が増えるべきではないという立場で表現した。10月の増税について法律で決まっていることを行うのが我々税理士の使命であると。一方中小企業の立場に立って正しい税制のあり方を定義する、こうあるべきだと言うことで運動していく上で、ご理解いただきたい。我々も頑張っているところ。



懇談会風景

法対策部より活動報告

法対策部部长 鈴木茂和（東京）



1. はじめに

2018年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：藤原功子会員／近畿）、税制対策委員会（委員長：海老名洋明会員／東京）、納税環境整備委員会（委員長：山田隆一会員／近畿）を設置し、全国青税の目的に掲げられる「国民のための税理士制度の確立」「国民のための租税制度の改善」の達成のため、意見書等の作成・提出、国会陳情、懇談会など積極的な活動を行いました。なお、提出した意見書等はホームページに掲載しています。

ここでは、この1年間の法対策部の活動について、私見も交えてご報告いたします。なお、この原稿執筆は5月末であり、任期の8月4日の定時総会までの間に新たな動きがあるかもしれませんが、その際はご容赦願います。

2. 消費税について

本年度の法対策部では、来る10月1日に予定されている消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める活動に力を注ぎました。

法律で消費税率の引上げ及び複数税率制度導入はすでに決定していますが、これに反対する要望書を以前より日本税理士会

連合会（以下「日税連」とする。）に対して提出してきました。しかし、2018年10月15日、安倍総理大臣は臨時閣議で、法律に定められた通り2019年10月1日に消費税率を上げると表明しました。これまで、消費税の増税時は有識者会合を開き意見を聴取した上で実施の可否を決定してきましたが、今回は開催しないままの表明でした。そこで、税の「公平・中立・簡素」を護るべく、2018年10月18日、内閣総理大臣及び財務大臣に対し「消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める緊急意見書」を提出いたしました。また、安倍総理大臣の消費税率引上げの意思表示に対する日税連会長のコメントが、軽減税率制度の「円滑な実施へ向け適切にする」という内容のみであったため、2018年10月30日、日税連に対し「消費税率引上げとそれに伴う対応に関する総理発言について（会長コメント）」に対する抗議書を提出しました。

さらに、理事会でこれまでと同じように意見書の提出のみでは凍結及び廃止に持っていくことは難しいとの意見があり、「消費税率の引上げ、消費税の複数税率導入に反対する署名」活動を行うこととしました。「消費税率の引上げ反対」と「消費税

の複数税率導入反対」は別々に扱った方がよいとの意見もありましたが、全国青税ではどちらも反対の要望をしていることからセットでの署名をお願いしました。署名は、2018年11月21日、立憲民主党及び日本共産党の議員の紹介により衆議院議長及び参議院議長に請願書と併せて提出し（8,014筆）、さらに、2018年12月4日には内閣総理大臣に対し署名を提出しました（8,296筆）。

そして、2018年12月21日に閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」（以下「大綱」とする。）に対しても、2019年2月12日、財務大臣へ、消費税率の引上げ及び消費税の複数税率制度の導入を直ちに中止するよう意見書を提出しました。

3. 税制改正について

2018年12月21日に閣議決定された大綱において、「外国弁護士による法律事務の取り扱いに関する特別措置法の改正」を前提に、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（仮称）（弁護士である社員の全員が国税局長に通知しているものに限る。）について、国税局長に通知することにより税理士業務ができることとする法改正が示されました。この法改正は税理士制度を形骸化し、税理士資格につ

いて国民・納税者の信頼を失う恐れがあり看過できず、2019年2月12日、日税連に対し「弁護士・外国法事務弁護士（仮称）に関する要望書」を提出しました。

さらに、2019年2月18日には、日税連に対し「平成32年（2020年）度税制改正に関する要望書」を提出しました。本要望書の作成に当たっては、第1回法対策部会を8月に開催し、そこから準備を始め、まず前年度の議論の進め方についての意見及び本年度の議論の進め方についての意見を出してもらいました。前年度の要望書は、重点要望項目（16項目）と一般要望項目を区分する方式を採っており、本年度もその方式を尊重し、特に議論すべき項目を重点的に議論する形式を採ることで、メリハリのついた議論が行うことができました。併せて、重点項目で意見の相違のある箇所については、あらかじめ部会前に文献等を提示し、論点を明快にした上で部会での発言を求める形式としたことで、活発な意見交換もできました。

その結果、本年度は、消費税1項目「届出書等（簡易課税制度の選択を除く）の提出期限を前課税期間の申告書の提出期限とすること」、相続税1項目「相続時精算課税適用財産に係る相続税について連帯納付義務の適用除外とすること」を新規項目として加えることとしました。

そして、継続要望項目は、1. 「所得税の基礎的的人的控除を通減・消失させない」2. 「基礎的的人的控除額の増額」3. 「所得控除の一部の廃止、税額控除への移行」の順に論点を整理し

要望書にまとめました。さらに、かねてから議論が多かった給与所得控除、公的年金等控除関連の要望についての整合性を検討し、項目名に「基礎的的人的控除の大幅な引上げを前提に」の文言を加え、要望文を変更しました。ふるさと納税については返戻率30%を踏まえた文面の変更を行いました。

4. 日税連との懇談会について

2018年12月10日に日税連執行部との懇談会を開催しました。当日午前中は懇談会での質問内容の事前確認のため全青執行部、単位青税代表等が集合し、午後の懇談会に備えました。なお、懇談内容の詳細については広報紙の日税連懇談会の記録をご参照ください。テーマは、税理士制度（次なる税理士法改正について、未来投資会議産官協議会「スマート公共サービス」会合について）、税制改正（消費税について、税制改正全般について）、納税環境整備（納税者権利憲章について）としました。当日、日税連に対し上記「未来投資会議産官協議会に対する要望書」提出し、直接日税連執行部に、「会計帳簿等を常時閲覧可能にすることは質問検査権以上の権限を与え」また「申告納税制度における納税者の主権者たる権利をはく奪する」リスクがあるといった問題点をあげ、当該会議における情報収集、および税務に関する専門家として見解を述べることを要望しました。残念ながら日税連執行部は問題とは考えていないようでした。

5. 国会議員への陳情について

2018年11月21日、議員会館に赴き、立憲民主党最高顧問海江田万里衆議院議員（他、衆議院議員3名、参議院議員1名）、日本共産党 宮本徹衆議院議員、自由民主党 安藤裕衆議院議員、西田昌司参議院議員に対し直接、消費税率の引上げ及び複数税率制度導入の中止を求める説明をしました。立憲民主党及び日本共産党においては議員の紹介により衆議院議長及び参議院議長に請願書を提出することができました。

6. 納税環境整備について

2018年12月14日に国税庁が東京、大阪両国税局からデータ入力を委託されていた東京都杉並区の業者、システムズ・デザインが契約に反して別業者に再委託し、マイナンバーなど個人情報が含まれる約70万件の書類を流していたと発表しました。事実関係及び再発防止策を速やかに公表すべきであり、安易な個人番号利用事務等の全部または一部の委託を取りやめるよう、2019年1月23日に国税庁長官に対し「個人番号取扱に対する抗議文」を提出しました。

個人番号制度が導入され3年が経過しましたが当連盟では制度開始前より一貫して慎重な制度運用の要望と安易な利用拡大に反対しています。そこで本年度は、個人番号（マイナンバー）制度に関するアンケートを実施し、会員の実態調査及び意識調査を行いデータベース化することで、今後の納税環境整備の意

見書等の作成に活用していただきたいと考えています。

また昨年度にまとめた「納税者権利憲章の制定に関する要望書」について、再検討を行いました。2019年3月23日には税理士・公認会計士業界から国税審判官に任官された大橋誠一会員（近畿青税）をお招きして、行政型のADR（裁判外紛争解決手続）である国税不服審判所の在り方について、経験者からの視点でご講演いただくとともに、「納税者権利憲章の制定に関する要望書」に対する所見もいただきました。納税者の権利救済に資する、より一層の諸規定の整備につなげていきたいと考えております。

一般への理解を図るため、「納税者権利憲章の制定に関する要望書」にマッチする「納税者権利憲章の制定に向けて」のパンフレットを作成し、会員及び一般向けに配布しました。

7. 税理士制度について

2019年1月20日に、「実践税理士法」の著者である東京青税会員の坂田純一先生をお招きして、日本国憲法と税理士制度の関係を紐解き、税理士の存在意義や理想と現実についてご講演いただきました。国税庁では税務行政のスマート化を目指し

て動いています。そのような中、新時代の税理士制度をどのように発展させていくべきか考えなければなりません。

日税連では次期税理士法改正に向けた検討が行われており、2019年5月13日には「次期税理士法改正に関する答申」（以下「答申」という。）が公表されました。税理士制度対策委員会でも、「事務所の設置」及び「受験資格」について検討を重ねてきており、2019年6月9日には日税連制度部長として答申を取りまとめた石原健次先生をお招きして次期税理士法改正へ向けた論点を説明していただき、検討してきた疑問点等についてご意見を伺いたいと考えております。

8. おわりに

全国青税は全国にある各地域の青税で組織されています。そのため、部員が実際に顔を合わせて議論できる機会は限られてきます。本年度も昨年度同様に理事会開催の午前中に法対策部会を開催させていただきました。また、1月には拡大法対策部会を名古屋で開催させていただきました。おかげさまで、毎回多くの部員に参加していただき、数多くの項目について検討することができました。

最後になりますが、一緒に法対策部を支えてくれた各委員長、部員の皆様、理事の皆様、そして署名活動にご協力いただいた皆様に深く感謝を申し上げます。報告の結びとさせていただきます。



あとがき

今回は、現執行部による1年間の挨拶と日税連執行部との懇談会を中心にお送りしましたが、いかがだったでしょうか。

今号が私の担当する広報誌の最後となり、嬉しい？ やら寂しいやらの複雑な気持ちでいっぱいでございます。

誤字等、色々失礼があったか

と思いますが、皆さんのお陰で無事、お役を終えられそうです。1年間、どうもありがとうございました。

広報部長 山木田 篤則